

令和5年度 米子市漁港管理会会議録

- 1 日 時 令和6年2月13日(火) 午後1時30分～
- 2 場 所 米子市役所4階 402会議室
- 3 出席委員 1号委員 武良賢治 足塚 陞 高瀬 敏 新納 弘
欠席委員 福景順一 本池 勉 森 和夫
2号委員 川村欣己 灘脇 篤郎 梶井 千奈(代理 藤本 直幸)
事務局 赤井農林水産振興局長 宅和室長 鵜籠係長
傍聴者 0名
- 4 開 会 宅和室長が開会を宣言
- 5 あいさつ 赤井農林水産振興局長があいさつ
- 6 事務局及び委員の紹介 宅和室長が紹介
- 7 欠席委員報告 宅和室長が報告
- 8 席次について 宅和室長が報告
- 9 会議の成立 宅和室長が米子市漁港管理会条例第4条第3項の規定により10名の委員の内7名の委員の出席があり、本日の管理会が成立したことを報告
- 10 協議事項 (委員選任後、初めての管理会のため、宅和室長が会長選任まで議事の進行を担当)

○宅和室長 協議事項1「会長・副会長の互選について」に入ります。資料1をご覧ください。委員名簿になっています。米子市漁港管理会条例第3条の規定により、当漁港管理会には、委員の互選により会長・副会長を1名ずつ定めることになっております。それでは会長・副会長にどなたを選出するのか、どなたかご発言はございませんか。

○委 員 留任。

○宅和室長 先ほど留任という発言がありましたが、他にございませんでしょうか。

○委 員 留任でいいです。

○宅和室長 ただいま留任という発言がありました。会長に武良委員、副会長に福景委員を推薦という発言ですが、皆様にお諮りいたしますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それでは異議なしということで、武良委員を会長に、福景委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、武良会長に会長席へ移動いただきまして、以後の進行をお願いします。

○会 長 武良会長があいさつ

○会 長 早速ではございますが、協議事項2と協議事項3をまとめて事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 協議事項の2、令和5年度の漁港の維持管理について報告いたします。資料2をご覧ください。

皆生漁港の4-5物揚場ですが、令和4年7月から着工し、令和5年8月に修繕を完了いたしました。

次に、皆生漁港4-7・4-9物揚場は5年4月から着工し、6年2月で旧施設を撤去し、矢板打ち込みまでを完了しています。また、4年9月から5年8月にかけて皆生漁港の航路の浚渫工事を終了しています。

その他、皆生漁港、崎津漁港ともに航路標識のメンテナンス及び広場等の除草管理を行ったところです。

続きまして、協議事項の3、令和6年度以降の漁港の維持管理についてご説明します。

資料3をご覧ください。令和6年度の米子市漁港維持運営計画の素案です。これは米子市漁港管理条例の規定により、毎年定めることとなっているものです。この度鳥取県の指導によりまして、漁港維持運営計画としてまとめたものです。資料3の表にあります図面番号につきましては、資料4及び資料5に表示しておりますので照らし合わせながらご覧ください。

まず、第1の施設の利用についてですが、漁港の基本施設として、係留施設、外郭施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地があります。それぞれ利用の方法をまとめておりますが、基本的に現在の利用の仕方が変わるものではありませんのでご安心ください。

令和6年度の利用で特に説明が必要な箇所は、皆生漁港の4-5物揚場と4-7・4-9物揚場です。現在工事のため使用禁止ですが、4-7・4-9物揚場の工事が完成した後は4-5物揚場と4-7・4-9物揚場の供用を開始する予定としています。

次に、第2の施設の維持管理ですが、施設の点検の頻度や港内の清掃及び環境整備、公害防止及び防災対策、放置船舶等の対応についてまとめています。これも現在行っているものと特に変わりはありません。皆生漁港では、現在1台の放置車両の撤去手続きを進めています。令和6年度には撤去完了を目指します。

最後に、第3の施設の維持補修等に関する計画です。予算の議決が前提となりますが、国庫補助事業を活用して資料6-2の皆生漁港4-7、4-9物揚場修繕2期工事、また資料6-1の3-10西防波堤の修繕工事に入る予定です。

その他単独事業により、標識灯のメンテナンスなど予算の範囲内で施設の維持管理を図る予定です。簡単ですが、説明は以上です。

○会 長 事務局から説明がありましたが、皆様方、何かご質問はございませんか。説明によりますと完璧な状態で工事され、立派に出来上がっているわけです。別にないようですので、協議事項4「その他」に入りたいと思います。事務局から何かありますか。

○事 務 局 事務局から1点ですが、崎津漁港の市の所有の船揚機のワイヤーが1本傷んで危険な状態になっております。これを3月までにワイヤー1本だけ交換したいと考えております。つきましては、船が船台に乗っている状態ですが、船を降ろした後はワイヤー交換が完了するまでは、船揚機1台を使用禁止にしたいと考えておりますが、ご協力お願いできますでしょうか。

- 委 員 はい。
- 事 務 局 ありがとうございます。
- 会 長 港というものは、天候の関係などで日々状態が変わってきます。その点については手当てをしていただき、いつでも完璧な港として保持していただきたいと思っていますところ。他に国の立場から何かありませんか。
- 会 長 それでは、意見がないようですので、本日の管理会はこれで終了いたします。
- 11 閉 会 午後1時45分